

定例会議資料	運転免許取消処分取消請求控訴事件の判決について	令和6年10月16日 監察課
<p><b>1 事件名</b> 高松高等裁判所 令和6年（行コ）第17号 運転免許取消処分取消請求控訴事件</p> <p><b>2 控訴日</b> 令和6年3月20日（特別送達受領日 令和6年4月15日）</p> <p><b>3 当事者</b> (1) 控訴人 A (2) 被控訴人 高知県 (代表者兼処分行政庁 高知県公安委員会（代表者委員長 刈谷 敏久）)</p> <p><b>4 事件の概要</b> 控訴人は、令和元年8月28日に高知県公安委員会による運転免許取消処分（欠格期間2年）を受けたものであるが、処分の前提となる過労運転等唆し等につき、控訴人が過労運転を唆したことはなく、本件処分は違法であるなどと主張して、本件処分の取消しを求める行政訴訟を提起したが、原審で請求棄却となり、原判決を全部不服として控訴したものの。</p> <p><b>5 判決</b> (1) 判決日 令和6年9月27日 (2) 主文 ア 本件控訴を棄却する。 イ 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>		

定例会議資料	秋の全国交通安全運動の実施結果について (令和6年9月21日～30日)	令和6年10月16日 交通企画課
--------	--	---------------------

## 1 交通事故発生状況

### (1) 四国及び同規模県

	四 国				同規模県	
	高知県	香川県	愛媛県	徳島県	福井県	島根県
件数	18	77	48	44	11	12
死者	1	0	3	0	0	0
負傷者	21	100	54	51	14	16

### (2) 高知県

	令和6年			令和5年			前年対比		
	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
期間中の交通事故	18	1	21	21	1	22	-3	±0	-1
こどもの事故	3	1	3	2	0	2	+1	+1	+1
高齢者の事故	9	0	3	14	0	6	-5	±0	-3
歩行者の事故	2	0	2	4	0	5	-2	±0	-3
自転車の事故	6	0	5	4	0	4	+2	±0	+1

9月21日(土) 香南市夜須町の自動車専用道路において、普通乗用自動車同士が正面衝突し、同乗していた1歳男児が死亡する交通死亡事故が発生

## 2 交通指導取締り状況

	無免許	飲酒	速度	信号無視	歩行者妨害	一時不停止	その他	合計	シートベルト等
令和6年	5	4	1,721	328	95	1,171	1,036	4,360	594
令和5年	12	8	1,412	354	99	1,472	887	4,244	696
前年対比	-7	-4	+309	-26	-4	-301	+149	116	-102

## 3 自転車に対する交通指導取締り

### (1) 指導、警告状況

	信号無視	無灯火	二人乗り	一時不停止	通行禁止	通行区分	傘差し	その他	合計
令和6年	6	59	6	87	36	52	0	209	455
令和5年	15	89	5	93	16	27	1	208	454
前年対比	-9	-30	+1	-6	+20	+25	-1	+1	+1

### (2) 違反検挙状況

警察官の警告に従わず、指定場所で一時停止しなかった(一時不停止違反)運転者のうち、危険な状況であった2人を現場検挙

定例会議資料	改正道路交通法の施行について			令和6年10月16日 交通企画課		
<p><b>1 道路交通法の一部を改正する法律の一部施行</b> 令和6年5月24日公布の道路交通法の一部を改正する法律のうち、自転車の交通事故防止のための規定及び運転の定義に関する規定の部分が、11月1日に施行。</p>						
<p><b>2 自転車の交通事故防止のための規定の整備について</b></p>						
<p>(1) 自転車の運転中における携帯電話使用等に関する規定の整備</p>						
<p>これまで、道路交通法に基づく都道府県公安委員会規則において個別に禁止されていたものが、11月1日からは、道路交通法に全国斉一の禁止規定が設けられ、罰則が強化されることとなった。</p>						
		禁止規定	違反した場合の罰則	違反して交通の危険を生じさせた場合の罰則		
通話	機器を手で持って通話のために使用	新設	6月以下の懲役 10万円以下の罰金	1年以下の懲役 30万円以下の罰金		
画像注視	手に持った機器の画像を注視	新設	6月以下の懲役 10万円以下の罰金	1年以下の懲役 30万円以下の罰金		
注視	車両に固定された機器の画像を注視	新設		1年以下の懲役 30万円以下の罰金		
<p>(2) 自転車の酒気帯び運転等に関する規定の整備</p>						
<p>これまで、自転車の酒気帯び運転に関しては禁止規定だけであったが、11月1日からは、罰則が創設されることとなった。</p>						
		禁止規定	罰則規定	違反した場合の罰則	車両提供	酒類提供 同乗
酒酔い運転		既存	既存	5年以下の懲役 100万円以下の罰金	左同	3年以下の懲役 50万円以下の罰金
酒気帯び運転		既存	新設	3年以下の懲役 50万円以下の罰金	左同	2年以下の懲役 30万円以下の罰金
<p><b>3 運転の定義に関する規定の整備について</b></p>						
<p>原動機とペダルの両方を備えている車両のうち、アシスト機能付き自転車に該当しないもの（いわゆる「ペダル付き原動機付自転車」）による、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為</p>						
<p>これまで</p>						
<p>原動機付自転車等の運転に該当するとした指導、取締の実施</p>						
<p>11月1日から</p>						
<p>道路交通法により、原動機付自転車等の運転に該当する旨が明確化される</p>						

自転車のスマホ・酒気帯び

# 罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日  
道路交通法改正

## 自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

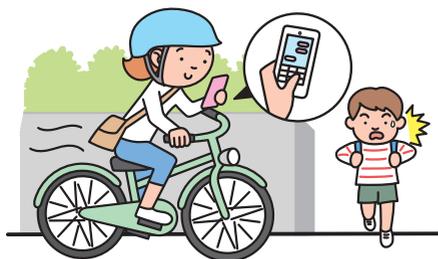
警察庁・都道府県警察



## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



### 運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



### 酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、

**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

危険

# ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを  
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



## 自転車ではなく、 一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



### 公道を走行するために必要なこと

Check  
01

一般原動機付自転車等を  
運転することのできる  
運転免許



Check  
02

ブレーキランプ、  
ウインカー、  
バックミラー等  
の備付け



Check  
03

ナンバープレートの  
取付け・  
表示



Check  
04

自動車損害賠償  
責任保険（共済）  
への加入

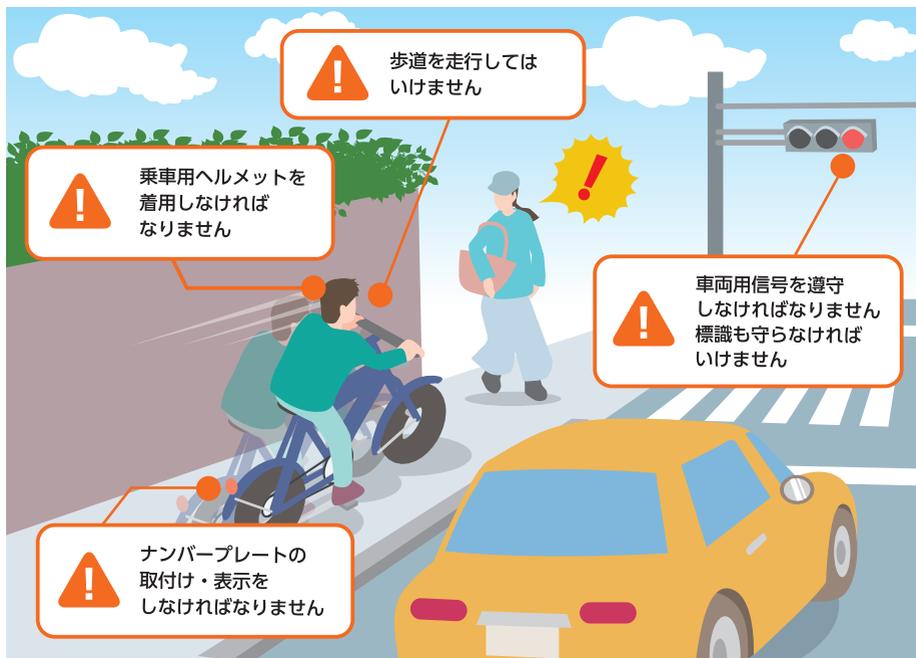


警察庁・都道府県警察

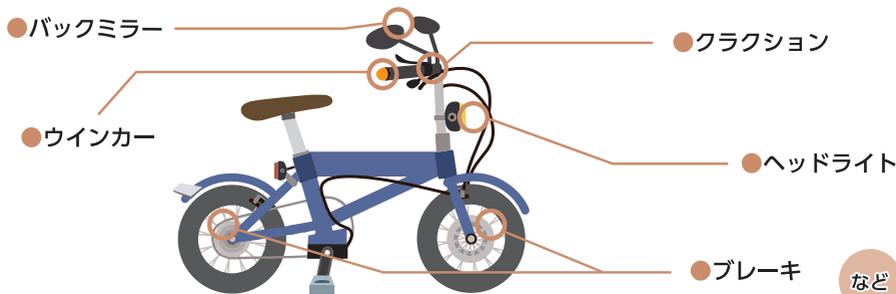
交通ルールを守って  
つながる笑顔



# ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら